

廃ペットボトルのキャップ・ラベルの除去について

日ごろ、廃ペットボトルのキャップ・ラベルの除去に、御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、廃ペットボトルを再資源化するための引取り基準が見直され、原則、キャップ・ラベルは除去することとされました。

つきましては、平成30年4月1日から、キャップ・ラベルが付いた廃ペットボトルは受け入れできなくなりますので、御注意いただきますようお願いいたします。

◎よくある質問・回答

Q 1 なぜ廃ペットボトルのキャップ・ラベルを除去するのですか。

A 1 リサイクルしやすくするためです。

ペットボトルは単一素材でリサイクルしやすいものですが、リサイクルするためには素材の異なるキャップ・ラベルを除去する必要があります。

Q 2 なぜ今まで廃ペットボトルのラベルを除去しなくてもよかったのですか。

A 2 浜松市は今までも廃ペットボトルのリサイクル推進のために、排出者にはキャップ・ラベルの除去を周知していました。

浜松市で受け入れ、圧縮した廃ペットボトルの引き取り先から、平成30年度から廃ペットボトルのラベルの除去が求められるようになったため、排出者には廃ペットボトルのキャップ・ラベル除去の徹底を求めるものです。

Q 3 容易に分離可能なラベルはどんなラベルですか。

A 3 はがしやすいラベルのことです。以下のようなものがあります。

ミシン目入りのラベル
(シュリンクラベル)

ミシン目入り



ラベルのミシン目から
手前に引きはがせます



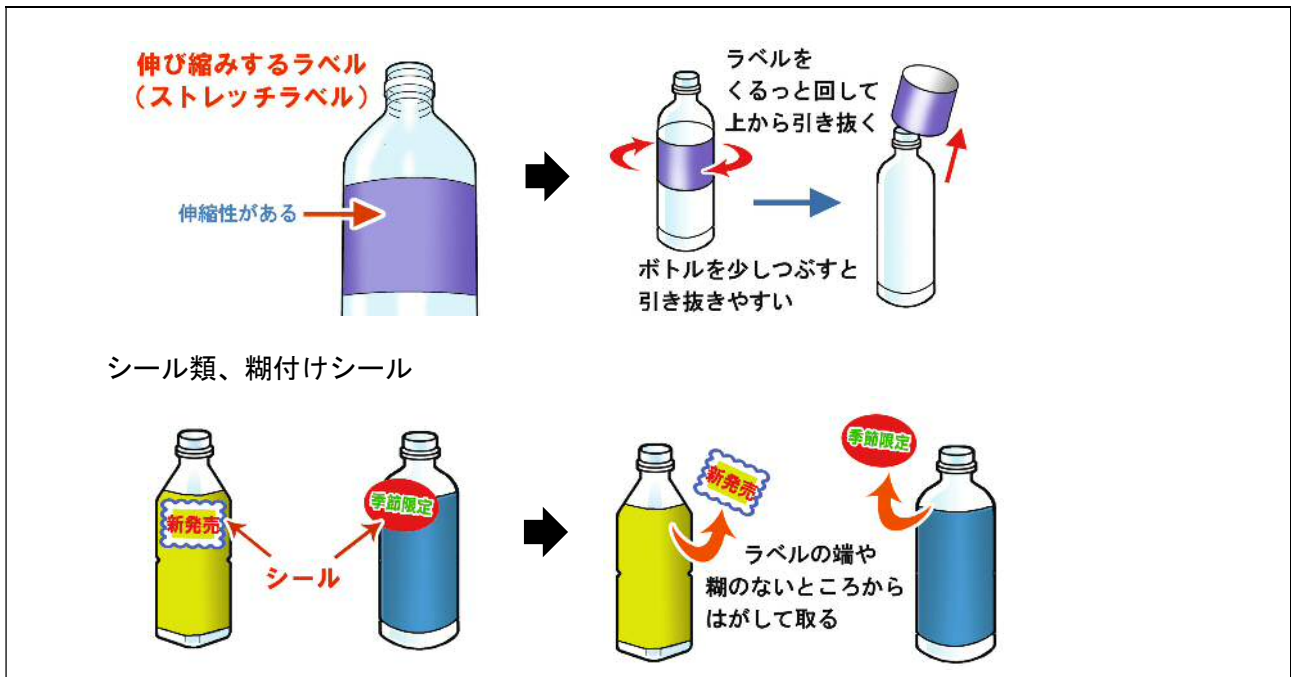
はがし口のあるラベル
(ロールラベル)

はがし口付き



はがし口から
簡単にはがせる





Q 4 はがしにくいラベルはどうすればよいですか。

A 4 はがしにくいラベルには以下のようなものがあります。はがしにくい場合は無理にはがす必要はありません。



Q 5 小売店・飲食店等から廃ペットボトルが多量に排出されるため、キャップ・ラベルの除去はできません。

A 5 小売店・飲食店等の事業活動に伴って排出される廃ペットボトルは、産業廃棄物の廃プラスチック類に該当しますので、産業廃棄物処理業者にその処理を委託してください。

Q 6 アパート・マンション等の集合住宅から排出される廃ペットボトルはどうしたらいいですか。

A 6 集合住宅の住民が排出する廃ペットボトルは一般廃棄物に該当します。廃ペットボトルを排出する時には、住民の皆さんが家庭ごみのルールのとおりキャップ・ラベルを除去してください。

お問い合わせ先：

浜松市環境部ごみ減量推進課 指導許可グループ

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目 1-10

TEL 053-453-6229 / FAX 050-3737-2282

Email gomigen@city.hamamatsu.shizuoka.jp